

広報かどま令和5（2023）年1月号

ペット可の賃貸物件

近年のペットブームで、賃貸でもペットを飼える物件が増えています。しかしながら、退去時に高額な修繕費用を請求され、トラブルになっている例が多くみられます。

「ペット可」だからといって、ペットにやりたい放題にさせて良いと言う意味ではありません。飼い主には気にならなくても、ペットによって付けられた傷や汚れ・臭いは借主の過失として、修繕費用を請求されることになります。

それ以外にも、臭いの除去や消毒のためのハウスクリーニング費用が、借主の負担になると賃貸契約書の特約に明記されていることもあります。

契約内容をしっかりと把握し、入居中はなるべく傷等を付けないよう配慮することが大事です。

門真市消費生活センター

☎06-6902-7249